

与謝野町産業振興促進計画

令和2年2月20日作成

京都府与謝野町

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

ア. 与謝野町の概略

与謝野町は、平成18年3月、加悦町・岩滝町・野田川町が合併し誕生しました。

京都府北部、日本海に面した丹後半島の尾根を背景とし、南は福知山市、東は宮津市、西は京丹後市にそれぞれ隣接しています。

大江山連峰をはじめとする山並に抱かれ、町内を流れる野田川流域には肥沃な平野が広がり、天橋立を望む阿蘇海へと続いています。

総面積が108km²（森林面積82km²、総面積76%）の範囲に約21,000人が暮らしており、南北約20kmの間の町並には集落が連なるというまとまりの良い地域です。

また、与謝野町は与謝野鉄幹・晶子夫婦をはじめ、与謝蕪村や与謝野礼厳など日本の文学史にその名を刻む俳人や歌人ゆかりの地であり、数多く詠まれた俳句や短歌は句碑や歌碑として町内のいたるところに建っています。

主な産業は、織物業と農業であり、織物業における強みは、古くからの絹織物産地であることから世界的にみても高い製織技術を有しており、和装だけでなく近年は洋装分野でも高い評価を受けています。また、農業については、日本穀物検定が主催する米の食味ランキングにおいて特Aを西日本で最多獲得するなど高品質のコシヒカリの産地です。併せて環境に配慮した農業の取り組みも進めており、有機質肥料を活用する自然循環農業の推進にも力を入れています。

平成28年度には、京都縦貫自動車道と鳥取自動車道を結ぶ鳥取豊岡宮津自動車道の与謝天橋立インターチェンジから京丹後市の丹後大宮インターチェンジまで開通し、徐々に交通アクセスが向上しています。

イ. 本計画策定の趣旨

平成29年度に策定した「与謝野町総合計画」は、延べ約2,000人の住民が関わり1年半かけて策定しました。「人・自然・伝統 与謝野で織りなす 新たな未来」という未来像を実現するため、まちづくりの理念として「みんな」「みらい」「みえる」の3つの「み」を掲げて、7つの分野別方針としています。

第1分野では、「一人ひとりが個性を活かし安心して働けるまち」として仕事分野を掲載しており、平成24年度に京都府内で初めて施行した中小企業の振興に関する基本方針と各団体の役割等を定めた中小企業振興基本条例の推進と地域資源を見つめ直し、地域を誇れる人づくり、仕事づくり、町づくりを推進することとしています。

また、平成27年度に策定した与謝町ひと・しごと・まち創生総合戦略を引き継ぐ形で令和元年度に策定した第2期与謝町ひと・しごと・まち創生総合戦略においては、総合計画の基本方針に加えて、新たな視点としてSDGsと未来技術などの活用を踏まえた計画内容としています。

本計画は、与謝野町総合計画、与謝町ひと・しごと・まち創生総合戦略、中小企業振興基本条例等を踏まえ、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の2第1項に規定された「産業の振興に関する計画」を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成したものです。

(2) 前計画の評価

ア. 前計画における取組及び目標

本町が平成27年に認定された与謝野町産業振興促進計画（平成27年度～平成31年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

【京都府】

- ・ 租税特別措置の活用の促進
- ・ 特色ある産地の整備のための補助金等
- ・ 各産業の担い手の確保、人材育成支援
- ・ 生産基盤の整備などの農林業の振興
- ・ 産業、観光振興
- ・ 地域への定住環境や定住促進の整備
- ・ 地域公共交通の活性化
- ・ 就業促進
- ・ 地域医療環境への支援
- ・ 企業誘致の促進
- ・ 道路環境の整備 ほか

【与謝野町】

- ・ 租税特別措置の活用の促進
- ・ 地域への定住環境や定住促進の整備
- ・ 地域公共交通の活性化
- ・ 就業促進
- ・ 地域医療環境への確保
- ・ 防災体制の強化や整備
- ・ 循環型農業など特色ある農業の推進や循環型経済の構築
- ・ 農業、林業、織物業の担い手の確保、人材育成
- ・ 農業、林業、商業、織物業の経営基盤の強化促進や設備等の維持管理負担の軽減
- ・ 商業、織物業などの新商品と新技術の開発支援
- ・ 農商工連携や6次産業化の促進
- ・ コワーキングスペースの設置
- ・ 起業支援・ワークシェア支援
- ・ 見学・体験施設の充実
- ・ 国内・国外への販路開拓支援
- ・ 観光資源の活用及び情報発信の強化
- ・ 関連支援機関との情報共有及びネットワーク化支援 ほか

【産業振興会議】

- ・産業振興施策の検討、産業振興事業の立案、町への提言
- ・中小企業振興基本条例の推進　ほか

【商工会】

- ・経営支援員による経営相談・経営改善の伴走支援
- ・各種補助金の紹介や施設整備などの助言
- ・創業意識の喚起及び人材育成
- ・空き家再生等の推進（商業誘致）　ほか

【観光協会】

- ・観光関連業の人材育成やネットワーク化
- ・情報交換会などによる地域観光資源（人・物など）の発掘
- ・町内観光ルートの提案
- ・近隣市町の観光協会との連携　ほか

【農業協同組合】

- ・生産、販売拡大の支援
- ・新規就農者の経営支援
- ・地産地消の推進
- ・農業者や各種団体のネットワーク化　ほか

【目標】

業種	新規設備投資件数	新規雇用者数
商工業（製造業を含む）	15件 (内、製造業5件)	20名 (内、製造業5件)
農林業（農林水産物等販売業を含む）	3件 (内、農林水産等販売業1件)	6名 (内、農林水産等販売業1件)
観光業（旅館業を含む）	2件 (内、旅館業1件)	4名 (内、旅館業2名)
情報サービス業等	1件	2名

イ. 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

業種	新規設備投資件数	新規雇用者数
商工業（製造業を含む）	104件	5名
農林業（農林水産物等販売業を含む）	2件	2名
観光業（旅館業を含む）	0件	0名
情報サービス業等	0件	0名

※単独事業（設備投資に対する利息補給の補助制度・誘致企業に対する支援制度等）の実績から算定

【成果及び課題】

商工業では、織物業を中心に設備投資が行われ新規雇用が生まれた。また、農業においては、農業法人で農産加工に対する投資が行われ6次産業の取組みが進んでいる。しかしながら、観光業及び情報サービス業については、産業としての力が弱いことから設備投資が行われなかった。

ウ. 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況を踏まえ、産業振興及び起用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (Ⅰ) 将来にわたる生産・供給体制の確立
- (Ⅱ) 商品価値向上につながる地域ブランドの生育
- (Ⅲ) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (Ⅳ) 農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された与謝野町全域とします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

(1) 商工業（製造業を含む）

地場産業の低迷や近隣市町の大型スーパーの立地、消費者ニーズの多様化による商業間での歯止めがつかない価格競争が激化し、商店の廃業も続出した結果、商店街が消え地元商店が減少しています。

また、町内の全事業所の34.1%が繊維関連事業所ですが、長引く需要の低迷により繊維産業に関わる従事者の高齢化や後継者不足が顕在化し、年々事業所が減少しており、繊維関連事業所以外の企業も近年の景気低迷などにより経営状況は悪化・低迷している状況です。

【商業の推移】（単位：事業所数（事業所）、従業員数（人）、年間商品販売額（万円））

年次	総 数			卸売業			小売業		
	事業所数	従業員数	年間商品販売額	事業所数	従業員数	年間商品販売額	事業所数	従業員数	年間商品販売額
平成9年	520	2,269	6,139,672	101	487	3,410,123	419	1,782	2,729,549
平成11年	547	2,286	4,724,771	101	399	2,007,625	446	1,887	2,717,146
平成14年	477	2,125	3,632,751	71	309	1,156,893	406	1,816	2,475,858
平成16年	465	2,037	3,652,987	75	323	1,279,007	309	1,714	2,373,980
平成19年	427	2,032	3,245,806	76	291	847,110	351	1,741	2,398,696
平成24年	288	1,105	1,269,500						
平成28年	288	1,488	2,506,300						

（平成9、14、16、19年は6.1、平成11年は7.1 商業統計調査）

（平成24年、28年は経済センサス）

【工業の推移】（単位：工場数（事業所）、従業者数（人）、現金・原材料・出荷額（万円））

年次	工場数	従業員数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等

平成 12 年度	172	2,049	525,477	1,572,968	2,752,732
平成 17 年度	130	1,595	428,238	1,764,133	2,841,361
平成 22 年度	93	1,259	321,285	1,305,219	2,287,027
平成 25 年度	79	1,151	297,677	1,396,220	2,274,451
平成 29 年度	74	1,157	298,456	1,384,165	2,288,680

(従業者 1~3 人の事業所を除く。各年 12.31 工業統計調査)

(2) 農林業 (農林水産物等販売業を含む)

農業は、町内に農業法人もありますが、そのほとんどが個人農業者であり、後継者不足などにより耕作放棄地が増えています。

近年、米価の低迷化による収入の減少や有害鳥獣被害も増加し、農業だけでは生計が成り立たない状況から全体的に農家が減っています。

一方、林業については、利用期を迎える概ね 50 年の高齢級の森林が増えてきているものの、森林を健全に保つための間伐などの施業が十分でなく、森林の放置が進み荒廃が懸念されています。

【専兼業種別農家数】

(単位：戸)

年次	総数	家族経営以外の農業経営体	販売農家 (家族経営体)					自給的農家
			総数	専業農家	兼業農家			
					総数	第 1 種	第 2 種	
平成 7 年	1,157	—	682	65	617	103	514	475
平成 12 年	968	—	568	51	517	70	447	400
平成 17 年	904	17	486	76	410	67	343	401
平成 22 年	821	16	427	75	352	50	302	378
平成 27 年	655	14	341	101	240	24	216	300

(各年 2.1 農林業センサス)

【経営耕地規模別農家数】

(単価：h a)

年次	総農家数	0.3ha 未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0 以上
平成 7 年	1,157	529	241	226	83	43	35
平成 12 年	968	401	179	193	82	31	82
平成 17 年	904	417	133	171	65	35	83
平成 22 年	821	394	106	164	59	28	70
平成 27 年	655	308	76	127	53	17	74

(各年 2.1 農林業センサス)

(3) 観光業（旅館業を含む）

観光入込客数について、平成 23～24 年度と増加した要因は、町内の 1 施設が閉園後、リニューアルオープンしたため増加しました。しかしながら、平成 29 年度以降は道の駅の一時的閉店や夏の風物詩であったひまわりフェスティバルが終了したことにより低迷が続いています。また、依然として一人当たりの消費額については、近隣市町よりも低い水準に留まっており、その一因としては、近隣に集客力が強い地域が多く、宿泊についても近隣に流れてしまう傾向があります。

【観光入込客の推移】

(単位：人)

年次	総数	入込客数の内訳				宿泊施設別の内訳		
		府内・府外の別		日帰・宿泊の別		旅館	ホテル	公的施設
		府内	府外	日帰客	宿泊客			
平成 21 年度	696,913	280,669	416,244	674,759	22,154	1,814	14,045	6,295
平成 22 年度	654,757	265,915	388,842	632,760	21,997	1,252	14,381	6,364
平成 23 年度	662,043	286,921	375,122	639,632	22,411	1,301	14,875	6,235
平成 24 年度	707,683	321,535	386,148	682,499	25,184	1,129	16,460	7,595
平成 25 年度	689,651	318,739	371,112	661,559	28,292	1,154	18,409	8,729
平成 26 年度	677,007	314,563	362,444	646,991	30,016	1,200	20,508	8,308
平成 27 年度	706,771	326,131	380,640	675,326	31,445	973	20,338	10,134
平成 28 年度	667,707	434,986	232,721	637,105	30,602	1,786	19,739	9,077
平成 29 年度	459,048	315,326	143,722	431,710	27,338	1,607	17,751	7,980
平成 30 年度	430,427	311,253	119,174	400,837	29,590	1,683	18,608	9,299

(町商工観光課)

【観光消費額の推移】

(単位：千円)

年次	総数	観光消費額	
		日帰	宿泊
平成 21 年度	563,869	373,432	190,437
平成 22 年度	538,404	351,793	186,611
平成 23 年度	535,442	345,085	190,357
平成 24 年度	578,297	375,878	202,419
平成 25 年度	609,436	388,881	220,555
平成 26 年度	610,158	390,755	219,403
平成 27 年度	671,971	416,185	255,786
平成 28 年度	635,025	369,057	265,968
平成 29 年度	583,019	331,382	251,637
平成 30 年度	568,533	311,349	257,184

(町商工観光課)

(4) 情報サービス業等

当該業種については、当町には立地実績はほとんどない状況であり、1事業所当たりの従業者数も極端に少ない状況です。

【事業所数】 (単位：事業所数(事業所)、従業員数(人))

年次	事業所数	従業者数
平成13年度	3	15
平成18年度	2	5
平成21年度	4	11
平成24年度	2	5
平成28年度	2	9

(平成13、18年10.1 事業所・企業統計調査 平成21、24、28年度経済センサス)

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、農林水産物等販売業、製造業、旅館業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

(1) 農林業(農林水産物等販売業を含む)

取組み事業	説明
流通基盤の整備	町内中小企業に向けた補助制度を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業相談窓口の設置、相談会を行い、経営者の育成を図る。
空き店舗などへの店舗誘導	町内の現状調査から、空き店舗や空き家を活用した誘導策を進める。

実施主体・主な役割	
町	町の補助制度の実施 起業相談窓口の設置 空き店舗情報の把握と誘致関連事業の実施
商工会	補助制度の斡旋 起業相談会や起業セミナーの開催

(2) 製造業

取組み事業	説明
中小企業の経営支援	町内中小企業に向けた補助制度を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業相談窓口の設置、相談会を行い、経営者の育成を図る。
空き店舗などへの店舗誘導	町内の現状調査から、空き店舗や空き家を活用した誘導策を進める。

実施主体・主な役割	
町	町の補助制度の実施 起業相談窓口の設置 空き店舗情報の把握と誘致関連事業の実施
商工会	補助制度の斡旋 起業相談会や起業セミナーの開催

(3) 観光（旅館業を含む）

取組み事業	説明
体験プログラムの開発	町内の観光資源を洗い出し、町ならではの体験プログラムを開発する。
ホテル・旅館等の受入体制の充実	ホテル、旅館、キャンプ場を含めた宿泊施設の整備を図るなど充実強化を図る。

実施主体・主な役割	
町	観光協会と連携した体験プログラムの開発 宿泊に関連する補助事業の照会
商工会	宿泊業と町内中小企業をつなぐ仕組みの構築
観光協会	観光情報の発信 体験プログラムの実施

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組み事業	説明
産業創出交流センター管理運営事業	産業創出交流センター内にあるコワーキングスペース内での起業支援や企業連携を図る。
企業立地促進事業	企業立地等に向けた町独自の補助制度を実施、企業の誘致促進を図る。

実施主体・主な役割	
町	産業創出交流センターの情報発信 町の企業立地に関する補助制度実施
商工会	企業立地の斡旋

(5) 共通

取組み事業	説明
税制特別措置の活用促進事業	町内外を問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域内における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
町	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 事業者向けの説明会・相談会の実施 WEB 媒体、情報媒体による情報発信 企業訪問による事業者への直接周知
京都府	地方税（府税）に不均一課税の実施 町との共催による事業者向け説明会の実施 起業研修会での制度周知
商工会	町と連携した制度説明会の開催 会員への制度の斡旋 起業相談会での制度周知

7. 計画目標

与謝野町は、県庁所在地、空港、新幹線駅などから遠方に位置しています。町営バスを運行したことから公共交通空白地域はないものの赤字路線を抱える交通不便地域です。併せて若者の流出や少子高齢化による人口減少などさまざまな課題に直面しています。

人口減少の課題を克服するためには、産業振興が不可欠であることから3業種の企業に対し、税制優遇措置等の施策を関係会議で説明し投資を促します。併せて、企業投資等への支援や連携強化施策を講じることによって、起業を促進させ地域への定住促進を図ります。

本計画の目標数値は次のとおりとします。

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～6年度）

業種	直近5年間の新規設備投資件数	計画期間内の新規設備投資件数	計画期間内の新規雇用者数

商工業（製造業を含む）	104件 (内、製造業13件)	94件 (内、製造業5件)	20名 (内、製造業5名)
農林業（農林水産物等販売業を含む）	2件 (内、農林水産等販売業2件)	3件 (内、農林水産等販売業1件)	6名 (内、農林水産等販売業1名)
観光業（旅館業を含む）	0件 (内、旅館業0件)	2件 (内、旅館業1件)	4名 (内、旅館業2名)
情報サービス業等	0件	1件	2名

(2) 人口に関する目標（令和2年度～6年度）

移住者数	40名
社会増減率	△0.01

(3) 事業者向け周知に関する目標（令和2年度～6年度）

① 説明会の実施	町又は府での事業者向けの説明会を2回程度実施する。
	与謝野町商工会の総会時などで税制の説明を実施する。
② Web 媒体等による情報発信	町のホームページと有線テレビにおいて、半島税制に関する情報を発信する。
③ 事業者への直接周知	税務課及び商工振興課にて半島税制に関する周知資料常設する。
	対象企業へ訪問時に制度説明を行う。
	与謝野町商工会主催の創業セミナーにて周知資料を配布する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本町総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行います。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させます。

与謝野町産業振興促進計画 工程表

事業		R 2.4	R 3.4	R 4.4	R 5.4	R 6.4
振興すべき業種を促進するために行う事業	租税特別措置の適用	町HP及び町有線テレビでの周知広報・関係会議で共有				
		事業者による措置活用		事業者による措置活用		
	地方税の不均一課税に伴う減収補填措置	町HP及び町有線テレビでの周知広報・関係会議で共有				
		事業者による措置活用		事業者による措置活用		
	その他（創業支援計画での補助金等の活用）	町及び商工会での計画実施				
		事業者による制度活用				
その他						

◆租税特別措置の適用：産業振興機械等の取得に伴う、国税に係る租税特別措置（工業用機械等の割増償却）

◆地方税の不均一課税に伴う減収補填措置：産業振興機械等の新增設による取得等に伴う町税（固定資産税）に係る特別措置（不均一課税）

◆創業支援計画での補助金等の活用：令和2年4月1日に第5回認定予定の創業支援計画について、計画に基づいたワンストップ相談窓口や商工会が実施する各種セミナーなどの支援を実施する。



福知山市